

よくわかる! 労働基準監督署 ②

今回は、第358号に続き「よくわかる! 労働基準監督署 ②」と題して、申告と相談を取り上げます。混同されがちな「**労働基準監督署(以下、労基署)への申告**」と「**総合労働相談コーナーへの相談**」の違いについて理解していただく機会になれば幸いです。



1. 労基署への申告制度

(1) 申告とは

「申告」とは、労働者が法違反の事実について、**労基署へ申告**することができる権利のことです。労基署への申告は、事業場で労働基準関係の法律(労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法など)に違反する事実であれば、内容を問わず行うことができます。

具体的には、賃金・残業代の不払い、年休の拒否、即時解雇、長時間労働などが主なものですが、職場における健

康と安全に関する違反についても申告することが可能です。

なお、会社は、労働者が申告を行ったことを理由に、**解雇その他の不利益な取扱い**をしてはなりません。違反した場合には、罰則が科されます。

また、労働者の家族は、権利としての申告はできませんが、労基署に賃金不払いなどの事実を告げて相談することは可能です。

(2) 申告処理の流れ

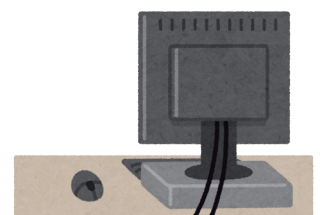
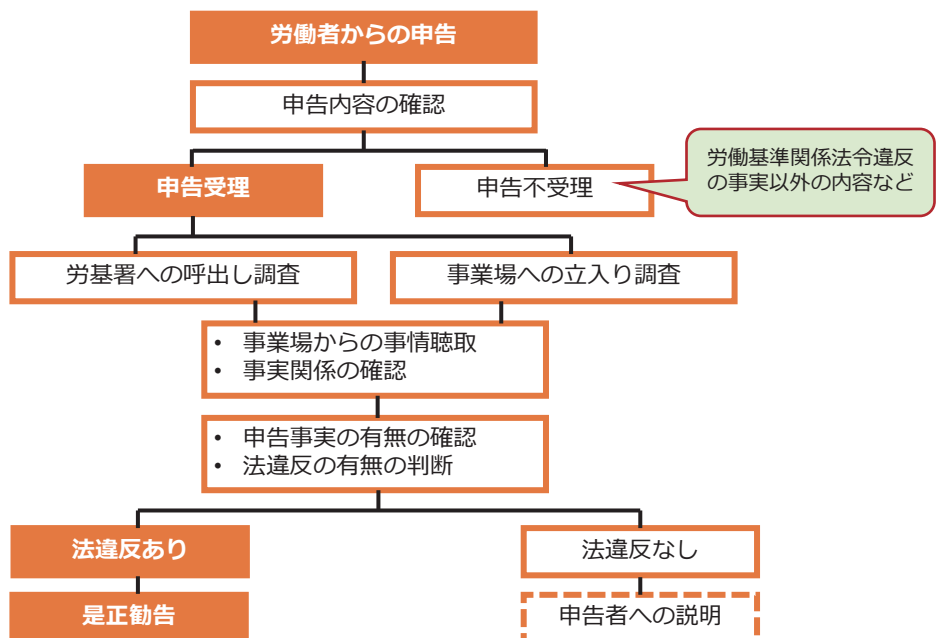
申告処理の一般的な流れは、右記図1の通りです。労働者からの申告がなされ、労働基準監督官が「労働基準法等の違反の疑いがある」と判断した場合には、**監督指導**の対象とすることになります。



このように、申告は監督権発動の有力なきっかけとなり、労働者からの申告に基づく監督指導を「**申告監督**」といいます。監督指導の種類は、ほかに「**定期監督**」、「**災害時監督**」、「**再監督**」があります。

- 定期監督：監督指導計画に基づく計画的な監督
 - 災害時監督：労働災害を発生させた事業場を対象に行う監督
 - 再監督：監督指導で指摘した法違反の是正状況を確認するための監督
- なお、[監督指導の基本的な流れは第358号](#)をご覧ください。

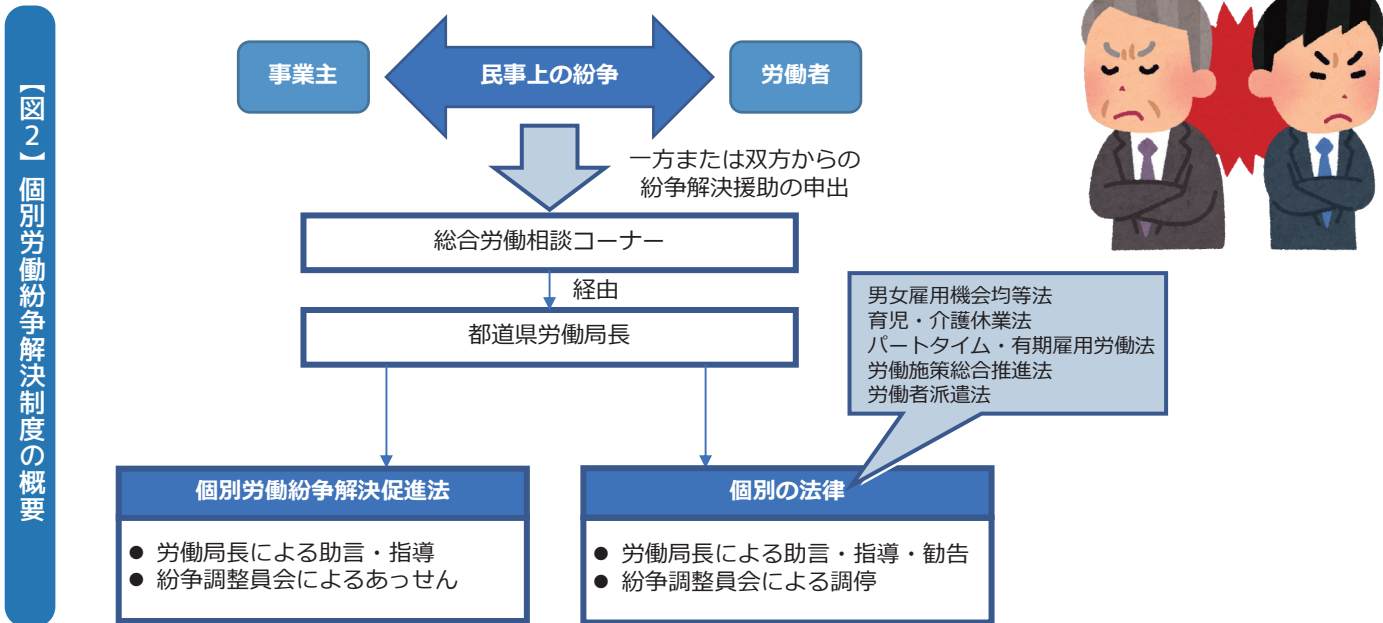
【図1】申告処理の一般的な流れ



2. 個別労働紛争解決制度

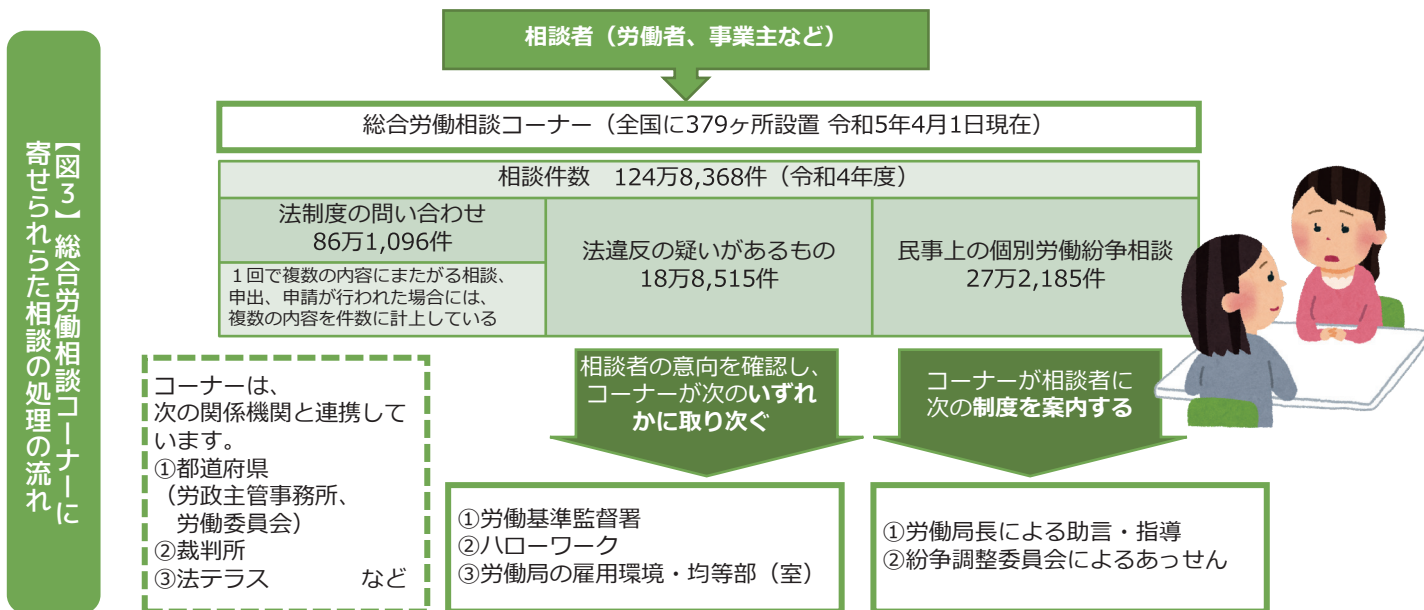
(1) 個別労働紛争解決制度とは

申告制度は、事業場に労働基準法違反などがある場合に、労働者が労基署にその事実を告げる制度ですが、「個別労働紛争解決制度」は、いじめ・嫌がらせや解雇の有効性など労働基準関係法令に定めのない労働条件や職場環境などの**労使間のトラブル（個々の労働者と会社との間の民事上の紛争）**を未然に防ぎ、早期に解決を図る制度です。個別労働紛争解決制度の概要は、下記図2をご覧ください。



(2) 総合労働相談コーナーとは

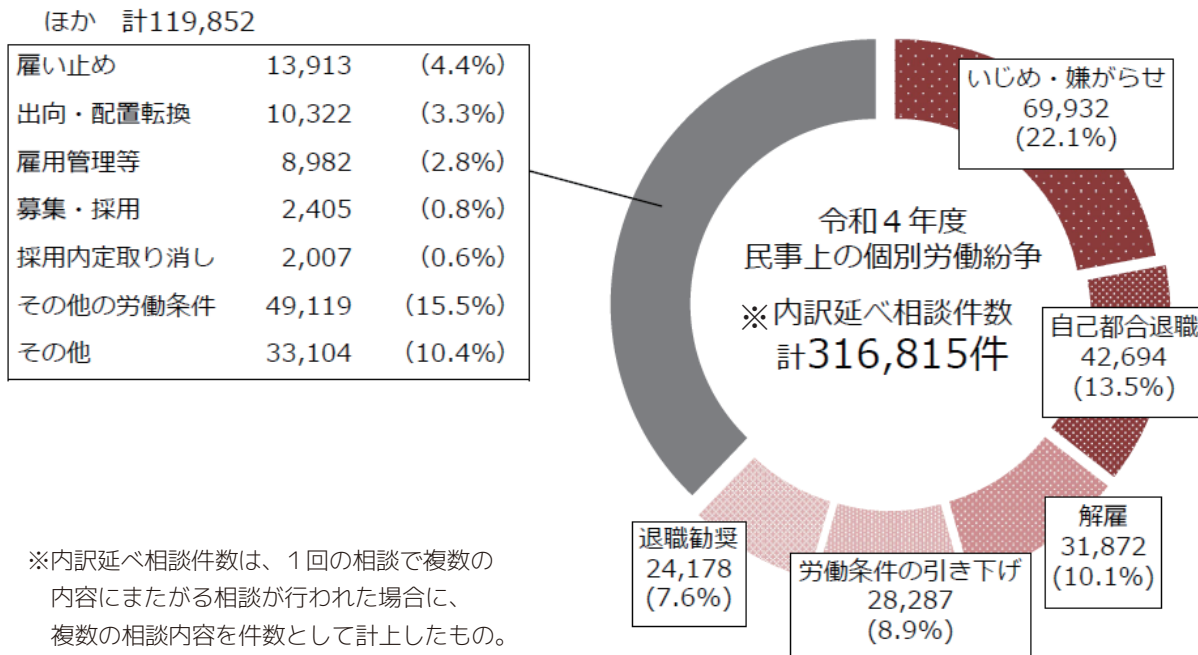
「総合労働相談コーナー」は、個別労働紛争を未然に防止し、その自主的な解決を促進するために、労働者または事業主に対し、**相談**その他の援助を行うために、全国の労働局や労基署、駅近隣の建物などに設置されている機関です。コーナーでは、**総合労働相談員**※が面談または電話で、労働者、事業主どちらからの相談も受けています。総合労働相談コーナーに寄せられた相談処理の流れは下記図3の通りです。



※相談員は、あくまで労働相談を担当する職員であって、労働基準監督官ではありません。

民事上の個別労働紛争の相談件数（令和4年度）を内容別にみると、「いじめ・嫌がらせ」が11年連続でトップとなり、次いで、「自己都合退職」、「解雇」、「労働条件の引き下げ」、「退職勧奨」が多くなっています。

【図4】民事上の個別労働紛争
相談内容別の件数



3. 労基署と総合労働相談コーナーの相談対象の違い

もちろん労基署は、申告だけでなく、相談にも対応しています。労基署への相談は、基本的に労基署所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法など）や労災保険給付に関するものが対象となります。一方、総合労働相談コーナーでは、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ、募集・採用、パワハラなどのあらゆる労働問題を対象にしています。

例えば、賃金について「約束した賃金を支払ってもらえない」という相談は、労働基準法24条の問題であり、相談先は労基署です。一方、「一方的に賃金が引き下げられた」という相談は、労働契約法8条～10条の問題であり、相談先は総合労働相談コーナーとなります。

また、解雇について「予告なく突然解雇されたが予告手当が支払われない」という相談は、労働基準法20条の問題であり、相談先は労基署です。一方、「解雇されたが不当である」という相談は、労働契約法16条の問題であり、相談先は総合労働相談コーナーとなります。

なお、労基署も、総合労働相談コーナーと同様、労働者・事業主どちらからの相談も受けています。

